

第16回長野県障がい者スポーツ大会開催要領

1 目的

障がいのある選手が、この大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、県民の障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 主催

長野県
特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会
長野県精神障がい者スポーツ推進協議会

3 共催

松本市
山形村
社会福祉法人長野県社会福祉協議会

4 後援

長野県教育委員会、社会福祉法人長野県社会福祉事業団、社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会、一般社団法人長野県知的障がい福祉協会、長野県手をつなぐ育成会、社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会、社会福祉法人長野県聴覚障害者協会、長野県肢体不自由児者父母の会連合会、長野県身体障害者施設協議会、長野県精神保健福祉協議会、せいしれん、特定非営利活動法人長野県精神保健福祉会連合会、長野県精神科病院協会、長野県精神保健福祉士協会、公益財団法人長野県体育協会、一般財団法人長野陸上競技協会、長野県水泳連盟、長野県バスケットボール協会、長野県アーチェリー協会、長野県卓球連盟、一般財団法人長野県バレーボール協会、長野県障害者フライングディスク協会、長野県障がい者スポーツ指導者協議会、一般財団法人松本体育協会、社会福祉法人松本市社会福祉協議会、信濃毎日新聞社、市民タイムス、NHK長野放送局、SBC信越放送、NBS長野放送、TSBテレビ信州、a b n長野朝日放送、長野エフエム放送

5 日時

平成28年9月11日（日）
受付 午前8時20分から午前9時まで
開会式 午前9時10分から午前9時40分まで
競技 午前10時から午後4時まで

6 内容

(1) 競技種目及び会場

開会式 松本平広域公園陸上競技場（松本市今井）

【個人競技】

陸上競技（身体・知的） 松本平広域公園陸上競技場（松本市今井）
水泳（ 〃 ） ゆめひろば庄内松本市庄内屋内プール（松本市出川）
卓球（ 〃 ） 松本平広域公園体育館（松本市今井）
サントテーブルテニス（身体） 松本平広域公園体育館測定室（松本市今井）

アーチェリー (身体) 松本平広域公園球技場 (松本市今井)
フライングディスク (身体・知的) 松本平広域公園補助競技場 (松本市今井)
ボウリング (知的) X-BOWL (エックス・ボウル) 松本 (松本市平田東)

【団体競技】

バスケットボール (身体・知的) 松本市今井「松本平広域公園体育館」
(車椅子バスケットボール・ツインバスケットボール・知的バスケットボール)
ゲートボール (身体) 松本市今井「松本平広域公園補助競技場」
ソフトバレーボール (精神) 東筑摩郡山形村「山形村農業者トレーニングセンター体育館」

(2) フットベースボール、サッカー、ソフトボールは、2チーム以上の参加要望があった場合のみ開催を検討する。

(3) この大会の個人競技の記録は、第17回全国障害者スポーツ大会 (開催地：愛媛県) の選手選考の参考とする。なお、団体競技については、この限りではない。

(4) 競技区分等

ア 大会競技、種目及び障がい区分は、別表「長野県障がい者スポーツ大会競技・種目及び障がい区分表」による。

イ 個人競技への出場は、1人1種目とする。ただし、陸上競技及び水泳は個人種目とリレー種目に出場できるものとする。

ウ 各個人競技はフライングディスクを除き、年齢を各部に分けて競技するものとする。

(ア) 身体障がい者 1部 (12歳から39歳まで)、2部 (40歳以上)

(イ) 知的障がい者 少年の部 (12歳から19歳まで)

青年の部 (20歳から35歳まで)

壮年の部 (36歳以上)

(5) 競技規則

ア 大会の競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則 (公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編) 及び長野県障がい者スポーツ大会申し合わせ事項による。

イ ゲートボールにあっては、公式ゲートボール競技規則 (財団法人日本ゲートボール連合編) に、ツインバスケットボールにあっては、頸髄損傷者車椅子バスケットボール競技規則 (公益財団法人日本障がい者スポーツ協会編) に準ずるものとする。

(6) 参加資格

ア 長野県内に居住し、平成28年4月1日現在の満年齢が12歳以上の身体障害者手帳の所持者、知的障がい者及び精神障がい者とする。

イ ゲートボールについては、長野県内に居住し、大会当日の年齢が60歳以上の身体障害者手帳所持者とし、保健福祉事務局長が選定するそれぞれのチームとする。(20チーム)

ウ バスケットボールについては、長野車椅子バスケットボール協会、長野ツインバスケットボールクラブ及び長野県FIDバスケットボール連盟で選定するそれぞれのチームとする。(車椅子バスケ2チーム、ツインバスケ2チーム、知的バスケ4チーム)

エ ソフトバレーボールについては、長野県精神障がい者スポーツ推進協議会で選定するそれぞれのチームとする。(10チーム)

7 参加申込み

- (1) 個人競技への参加希望者は、別紙1「第16回長野県障がい者スポーツ大会参加申込書」を作成し、下記提出先へ参加申込みをする。
- (2) 知的障がい者団体競技（バスケットボールを除く）への参加希望団体は、別紙4「第16回長野県障がい者スポーツ大会参加申込書〔知的障がい者（団体競技）〕」を作成し、下記提出先へ参加申込みをする。
- (3) バスケットボール、ゲートボール及びソフトバレーボールへの参加チームは別に選定されるが、それ以外の団体競技への参加希望団体は、(6)の申込期限までに下記事務局に申し出ることとする。

(4) 提出先

参加申込者の所属等	提出先
特別支援学校の生徒	在籍する学校
その他の方	居住地の市町村の障がい福祉担当課

(5) 留意事項

- ア 参加申込みに当たっては、事前に医師等に相談の上、自己の責任において健康状態を確認し申し込むこと。
- イ 当日は健康状態を健康チェックシート（後日配布）に記入し、選手団等の責任者に提出する。

(6) 申込期限 平成28年6月20日（月）

8 参加申込書の確認及び事務局への提出

(1) 個人競技及び知的障がい者団体競技（知的障がい者バスケットボールを除く）

- ア 市町村障がい福祉担当課長及び特別支援学校長は、参加希望者から別紙1「第16回長野県障がい者スポーツ大会参加申込書」又は別紙4「第16回長野県障がい者スポーツ大会参加申込書〔知的障がい者（団体競技）〕」の提出を受け、下記(4)の留意事項を確認の上、受理する。
- イ 町村障がい福祉担当課長は受け付けた申込書を保健福祉事務所長へ送付する。
- ウ 保健福祉事務所長、市障がい福祉担当課長及び特別支援学校長は、別紙1の申込書を基に別紙2「第16回長野県障がい者スポーツ大会参加申込一覧表〔身体障がい者〕」及び別紙3「第16回長野県障がい者スポーツ大会参加申込一覧表〔知的障がい者（個人競技）〕」を作成する。その際、ナンバーカード（ゼッケン）番号を決定し、各表の「ナンバーカード（ゼッケン）番号」欄に記入すること。
- エ 保健福祉事務所長、市障がい福祉担当課長及び特別支援学校長は、別紙1から別紙4までをまとめて、**平成28年6月30日（木）（必着）**までに長野県障がい者スポーツ大会事務局（以下「事務局」という。）へ**郵送**で提出するとともに、長野県公式ホームページの長野県障がい者スポーツ大会のページから**電子申請**で名簿を提出する。

URL) <http://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kenko/shogai/sports/navi/taikai/gaiyo/shogaishasport.html>

(2) ゲートボール

保健福祉事務所長は、別紙5「ゲートボール参加チーム選定区分」によりチームを選定し、別紙6「第16回長野県障がい者スポーツ大会（ゲートボール）参加申込書」を作成の上、**平成28年6月30日（木）（必着）**までに事務局へ提出する。（郵送）

(3) ソフトバレーボール

長野県精神障がい者スポーツ推進協議会長は、別紙7「ソフトバレーボール参加チーム選定区分」によりチームを選定し、別紙8「第16回長野県障がい者スポーツ大会参加申込書〔精神障がい者（団体競技）〕」を作成の上、別に定める期日までに事務局へ提出する。（郵送）

(4) 受理に当たっての留意事項

- ア 競技種目及び障がい区分に適合していること。
- イ 個人競技参加者数は、原則として別紙9「参加選手割当数及びナンバーカード（ゼッケン）番号」に示す人員以内とすること。
- ウ ボウリングの参加者数は、原則として別紙10「ボウリング出場選手数 割当表」に示す人員内とすること。
- エ 参加希望が特定の競技（種目）に集中して、運営に支障を来す場合、必ずしも希望競技（希望種目）に出場できない場合がある旨を申込者に伝えること。

(5) 申込書の取扱いに関する留意事項

- ア 申込書については、個人に関する情報も含まれているので、他に情報が漏れないよう十分管理を行うこと。
- イ 申込書については、「第16回長野県障がい者スポーツ大会」の参加の確認及び大会の基礎資料としてのみ使用するものとし、他の目的には使用しないこと。

9 参加者の決定及び通知

事務局は各競技・種目ごとの申込者数等を考慮した上で参加者を決定し、保健福祉事務所長、市障がい福祉担当課長及び特別支援学校長へ通知する。通知を受けた者は申込者へ結果を連絡する。

10 参加費用

参加費は無料とするが、大会参加に要する費用は参加者の負担とする。

11 健康及び安全の管理

- (1) 参加者は、健康状態を十分把握し、自己の責任において参加すること。
- (2) 選手については主催者が傷害保険に加入する。ただし、この保険は内科疾患などによる入院等については適用されない。
- (3) 大会中の事故については主催者が応急処置を行うが、それ以外の責任は一切負わないものとする。

12 参加者の義務

大会に参加する者は、以下をあらかじめ了承すること。

- (1) 氏名、年齢区分、性別、障がい区分及び所属について、大会関係冊子及び印刷物並びに大会主催者の管理するホームページに掲載すること。

- (2) 障がい者のスポーツ振興及び大会の目的推進のため有益と認められる場合、氏名、年齢、性別、障がい区分及び所属について、報道機関に情報を提供する場合があること。
- (3) 障がい者のスポーツ振興及び大会の目的推進のため有益と認められる場合、競技中及び大会期間中に撮影された写真、映像等を主催者の判断において使用する場合があること。
- (4) 大会中は、大会役員、補助者及び事務局職員の指示に従うこと。
- (5) 競技の際の服装は、ランニングシャツ、トレーニングパンツ、運動靴等運動可能な服装とし、必ずナンバーカードを付けること（通常は、背中及び胸部に所定のゼッケンを付ける。ただし、卓球は背中、サウンドテーブルテニスには胸部に名前のゼッケンを各自用意して付ける。なお、水泳及びアーチェリーでは必要ない。）
- (6) 屋内競技に出場する者は、上履き用運動靴を必ず使用すること。

13 その他

- (1) 荒天又は県内で地震等の自然災害が発生した場合は、状況によって大会を中止する場合がある。
- (2) ゲートボール及びツインバスケットボールは、全国大会の種目となっていないので留意のこと。

14 事務局

事務局は、特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会内に置く。

住 所：〒381-0008 長野市下駒沢586

電 話：026-295-3661

F A X：026-295-3662

Eメール：nsad@nifty.com